

# 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成26年10月5日(日) 午前10時15分

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 沼田和利君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 13番 田中道治君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成26年第3回牛久市議会臨時会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	10月5日	日	午前10時 15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議案上程（議員提出議案第3号牛久市土地 開発基金条例を廃止する条例の 再議について）</li> <li>○再議の理由</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 平成26年第3回牛久市議会臨時会

### 議事日程第1号

平成26年10月5日（日）午前10時15分開会

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議について

午前10時15分開会

○議長（山越 守君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

---

会議録署名議員の指名

○議長（山越 守君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番村松昇平君、11番市川圭一君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、議員提出議案第3号の再議の1件であります。

次に、第3回定例会において可決されました教育予算の拡充を求める意見書の1件につきましては、内閣総理大臣、文部科学大臣へ、消費税の再増税の中止を求める意見書の1件につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長へ、子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書の1件につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長へ、それぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

---

会期の決定について

○議長（山越 守君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議についてを議題といたします。

○  
議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議について

○議長（山越 守君） 去る9月25日の本会議において議決いたしました議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、市長から、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付されました。

再議に付する理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成26年第3回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本臨時会に提出いたしました議案は、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例に対する再議であります。

それでは、議員提出議案第3号の牛久市土地開発基金条例を廃止する条例に対する再議の理由を申し上げます。

牛久市におきましては、土地開発基金を効果的に活用しながら、これまで数多くの投資的事業を実施し、地域間競争に勝ち抜くためのまちづくりを鋭意推進してきたところであります。

特に本基金は、迅速な土地取得を可能にし、かつ、補助金を効果的に活用できるなど、財政面においても欠くことのできない有益な基金として位置づけております。

しかしながら、本条例は、先般、「市政の透明性を欠き、癒着の温床となる制度との指摘もある」という、何ら具体性のない理由により廃止の議決となったものであります。

土地開発基金の廃止は、現在、基金により管理している土地を買い戻す際に交付される見込みである約5,600万円の国庫補助金を放棄し、市税等の一般財源を過大に投入せざるを得ない状況となるばかりか、今後の投資的事業の推進に多大な影響を及ぼすものであります。

これは、牛久市民にとっても重大な損失となり、市政を混乱させるものと言わざるを得ず、このような事態の重大性に鑑み、再議に付した次第であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で、再議に付する理由の説明は終わりました。

これより再議に付する理由に対する質疑を許します。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。

再議に付する理由について、8項目のお尋ねをいたします。

まず、第1項目め、再議のための臨時議会の起案をしたのはいつかということでもあります。

次に、2項目めといたしまして、起案者は誰であるのかということでもあります。

3項目めに、決裁日はいつかということでもあります。

4項目めに、地方自治法では、再議に付す期限について、議決の送付を受けた日から10日以内というふうに定めておりますが、議決の送付を受けたのはいつであるのか、確認を求めます。

5項目めに、再議書の理由には、5,600万円の国庫補助金が交付される見込みであると書かれておりますが、補助金の交付時期はいつであるのか。また、交付対象の土地の地番、地積、地目、さらに、使用目的は何であるのか。さらに、それらの総事業費は幾らであるのか。市長、黙って聞いてください、笑わないで。

6項目め、再議書の理由には、土地開発基金の廃止は市民にとって重大な損失であり、市政を混乱させるものと書かれておりますけれども、市民にとっての重大な損失とは、具体的に何を指すのか。また、市政は、具体的にどう混乱をするのか。

7項目め、再議書の理由には、土地開発基金条例は何ら具体性のない理由により廃止をされたと書かれておりますが、市民の貴重な税金の使途の明確化や市政の透明性の確保という極めて重要な問題点を指摘することに対して、具体性は必要とされていると考えているのか。

最後に、土地開発基金で購入しながらも現在事業化されていない土地は何筆あるのか。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 御質問にお答えいたします。

まず、再議の決裁の日付ということでございますけれども、決裁日は9月29日でございます。それと、起案ですね、それと同日で、9月29日に決裁を受けております。これは総務のほうで起案しております。それと、議長からの通知でございますけれども、平成26年9月26日で総務のほうで受け付けをしてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私のほうからは、御質問の中で、5,600万円の補助金の交付の事業という御質問でございます。

まず、事業名といたしましては、大きく捉えますと道路雨水対策事業、これは23号線の事業です。それと雨水対策事業といたしまして、上町雨水の排水、それと柏田水路の整備、こういった雨水対策事業としての費用が、交付の見込みとして3,390万円を見込んでございます。次に、田宮西近隣公園整備事業でございますが、これに330万円を見込んでございます。

それと、子育て広場等の事業用地といたしまして、1,932万2,000円という形の事業の補助金の見込みを行っているということでございまして、これら事業につきましては、現段階で補助金の確定はまだされておりません。そのために、補助金対象事業であるという中で基金でもって先行的な取得をさせていただいているということで、事業の国のほうの内示を受けた後、一般会計で、この事業に用地取得費の補助金を充てて買い戻しをするというような事業計画となっております。

それと、重大な損失というような再議の理由についての説明でございしますが、今述べました、基金でもって取得しそれを国の補助を充てながら、事業計画に沿って国庫補助金を入れながら整備をしていくという手法ですね。これに伴うこの補助金を、今回この条例が廃止されることによって、5,600万円という額が国から来なくなるということがございます。

こういった点を捉えましても、その分事業推進に当たっては、もし国から補助が来なければ、一般財源の中の税金等をそこに投入しながら事業を進めなくちゃいけないということで、そのほかに与える事業までも影響が出てくるということでございます。

また、今後の事業展開においては、事業を行う中で一番大事なのが、投資的事業では用地の取得になってまいります。これは、これまでも議員の皆様方に一般質問等で御答弁させていただいてございますが、そういった用地取得に当たって地権者の御意向になるべく沿うように市のほうも用地交渉に当たっておりますが、今後間違いなく事業が行える事業の計画地内である土地を速やかに購入したいという場合、いろんな相手側の事情もございます。その理由に即した迅速な用地取得というものがこの基金の中ではできるので、こういった今後の事業進捗にも大きな影響が出てくるということでございます。

それと、市政がどう混乱するののかというような御質問でございしますが、これは、ただいま申しましたとおり各事業の事業進捗に大きく影響が出てくるということと、それぞれ市民の方々にも多大な迷惑がかかってしまうということが挙げられると思います。

あと、何ら具体的な理由がないということでございますが、ただいま申し上げました、土地開発基金による土地取得における5,600万円ということが、市として大きな損失になってくるということで、これだけではございません。これ一つをとっても、市政に対しては大きな問題になるということでございます。以上です。（「議長、答弁漏れ」の声あり）

○議長（山越 守君） そのまま自席でどうぞ。

○21番（石原幸雄君） 私がお聞きしたのは、5項目めのところで、補助金の交付時期はいつかということをお尋ねをしております。これに対する答弁がない。

それから、8項目め、最後のところで、土地開発基金で購入しながらも事業化されていない土地は何筆あるのかということも、お答えになっていません。答弁を求めます。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいま答弁漏れということでございましたが、交付の時期につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、補助の決定がおりた段階で補助金が入ってくるということです。今の段階では事業計画、この事業について主として国のほうに、要するに補助金の申請もあわせて事業認可の申請を行っているわけでございますが、国のほうからいつだということの確定日というのは、市の中では押さえられないということでございますので、あくまでも国の内示を待つしかないというところでございます。

それと、補助金の当たらない事業ということでございますけれども、まず、議員も御承知のとおり、土地開発基金で取得している一番残っているものの大きなものとしたしましては、牛久町の開発公社が所有していた土地を市の土地開発基金で引き受けをしてございます。それが現段階で29筆ございます。面積といたしまして3万5,739.3平米が、開発公社からの引き受け分でございます。そのほか、これも茨城県の都市計画課のほうと協議を進めながら取得をしているものでございますけれども、茨城県の土地開発公社、ここが牛久地内の先行取得をした土地がございます。これは、インター周辺整備にあわせて先行取得したところでございますが、それを、それぞれの市町村、県の開発公社の対応の中で、牛久市が37筆、面積といたしまして5万3,037平米という面積を取得しているということでございます。

こういったものを含めまして、事業化されていない土地につきましては、面積として144筆になります。16万8,414.25平米という形になります。以上です。

○議長（山越 守君） 石原幸雄君。

○21番（石原幸雄君） まず、再議に付す期限についての10日以内ということの期限の計算の問題でございますが、先ほどの部長の答弁では、送付を受けたのは9月26日であると。そうしますと、地方自治法の解説書等によりますと、送付を受けた日の翌日から計算をして10日以内が臨時議会というもののタイムリミットだというふうに理解をしております。そうしますと、タイムリミットはきょうではなくて、あしたまであるんですね。なぜ、きょう、あえて日曜日に開催をしたのか、そこについて明確な答弁を求めたいと思います。

それから、土地開発基金条例は何ら具体性のない理由により廃止をされたということで、市長公室長からその質問に対して答弁がありました。私が聞いたのは、市民の貴重な税金の用途の明確化や市政の透明性の確保という極めて重要な問題点を指摘することに対して、具体性は必要であるのかと聞いたんです。あえてもう一度お尋ねをいたします。執行部は、その市民の貴重な税金の透明性の用途の明確性や透明性の確保というものについてはどのように考えているのか、明確にお答えをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） それでは、私のほうから1点目、なぜ、きょう、日曜になのかということでございますけれども、この再議、先ほど申しましたように9月26日に通知を受けたわけですが、その段階で日程調整をさせていただきました。市長、議長、あるいは議会の動向等を把握した上で日程調整した結果、研修等が入っておりましてあいている日がないということで、まず、それでは日曜日ということでやらざるを得ないのかなということで、日曜日という。

それで、期限等は10日でございますけれども、10日ぎりぎりにやっては、事務手続上混乱するというのもあって、1日余裕を見たということでもございます。以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 市民の透明性の確保をどのように考えているかということでございますけれども、まず透明性の確保ということについては、市政運営のありようというものを市民の方にお伝えするというのが、まず第一でございます。土地開発基金での取得につきましては、これまでも年1回の議会の決算時に合わせての報告を行ってまいりましたが、これにあわせて、昨年の8月議会より、適宜速やかな報告という御依頼に基づいてその形を変えて、取得したのについて速やかに議会のほうに報告をさせていただいているということがありまして、これは、言いかえれば、住民の代表である議員の皆様への報告ということが、市民の方への透明性の確保ということにつながっていくというふうに認識してございます。

また、あわせて、これまで取得に際しましては、内部においては土地建物等取引検討委員会あるいは庁議ということで、事業の目的、それと事業内容について十分検討された中での取得を行っているということと、事業そのものを国庫補助事業という形で充てることによりまして、国の会計検査等を適宜しっかりと受ける中でその適正さを担保できるように考えてございます。

こういったところを踏まえて市民の方々への透明性を十分行っているということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、再議につきましての若干数点の質問をいたします。

まず、議会が市長の考えに沿わない議決をするならば市長が再議権を行使する今回のようなこととなりますと、果たして議会は、議会の役割、責務を果たすことができるかということになります。

御存じのように二元代表制があります。市長、議員は市民から選挙で選出をされております。そして、執行機関、議決機関で市長の独走を抑制するために設けられているとも言われていま

す。市長は、今回、二元代表制を真っ向から否定しているのではないのでしょうか。議会の議決を何と考えているのか、まずお尋ねをいたします。

そして、今回、今、石原議員のほうからありましたが、何で日曜日になったのか。ほかの日にはできなかったことについては質問が重なるので結構ですが、今回開催することによる経費はどのくらいになっているのかを伺います。

そして、今回、今質問の中にありましたが、私は25年度の決算委員でありましたが、土地開発基金管理簿というのを資料としていただいています。今、土地の25年度では137筆で16万6,741.14平米が、25年度の残ということになっております。先ほど、子育て広場とか田宮のことなので、その辺について再度もう少し詳しく伺いたいと思います。

それと、今回、皆さんのところにも配付されております理由の中にもありますが、5,600万円の国庫補助金の放棄、理由書には書いておりますが、皆さん御存じのとおり、この議会でこのようなチラシ、10月1日付の広報と一緒に全戸配布をされました。この中で、市民の負担が5,600万円ふえる。このようなことを聞いた市民から、なぜ、これは5,600万円なのか。議会に諮ることなしに発行したこんな一方的なチラシというのは、大変に市民を混乱をさせております。市が市民に知らせたかったのは何なのか、明確にお答え願います。

それと、土地開発基金、今まだ事業化されていない土地のこともありました。さまざまなことで私どもにやはり明確にこの内容について知らされていなければ、今回の再議についても議論するわけにはいきません。特に、現在基金により管理をしている土地を買い戻す際という項目がありますが、この内容についても、議会には一切報告をされておられません。この問題について伺います。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。自席でどうぞ。

○市長（池邊勝幸君） 傍聴者の方もいらっしゃいますので、一言だけ、今お話しになった中で答弁という形でお話ししておきますが、この牛久市の土地開発基金設置条例についての廃止の議案について、執行部と議員の間での議論というのは今まで一切ありません。議員同士の議論は、賛成討論、反対討論、この議場でありましたけれども、執行部と議員の間ではありませんから、そういうことを議論がなかったというようなことは、もともと皆さんは執行部との間で議論をしていないわけでありますから、その点だけはお踏まえいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 私のほうから、経費でございますけれども、いろいろございます。電気代ですとか、私たちの人件費相当分、あるいは議員さん方の費弁、あとは、こういう空調関係の動いている経費といろいろございますけれども、幾らというふうには、現在、申しわけございません、出すことができませんので、御了承いただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私のほうからは、土地開発基金取得地の具体的なものということで、25年度の額と先ほどの違い等につきましては、まず1点目といたしまして、これは道路の整備事業に伴うものでございますが、市道の1439号線でございます。それと、子育て広場用地の整備ということで、26年度におきまして取得をしているということでございます。これにつきましては、ことしの7月14日付で、議員の皆様の方に取得したものについてのお知らせをさせていただいております。

それと、5,600万円の損失が具体的なことだと御質問だと思いますが、先ほども石原議員の御質問の中でお答えさせていただきましたとおり、23号線の道路整備事業、あるいはその他の市道整備事業、あと上町排水、柏田川の排水整備事業、それと子育て広場の整備等、こういった事業における国からの補助の分を合計したものが5,600万円ということでございます。この分がこの基金が廃止になるということに伴って補助がなくなってしまうということになりますので、その分が損失として現段階であらわれてくるということでございます。

あと、基金の内容を明確に報告されていないということでございましたが、先ほども申しましたとおり、昨年8月2日付で議会のほうからいただきました依頼に基づいて、市といたしましては、これまでの土地開発基金の取得についての手続を見直しの中で、取得後において議会のほうに速やかに報告をしていきたいと思いますということで、透明性の確保に努めているということでございます。

そういったことで、この土地開発基金による土地の取得については、それぞれ事業の目的、それと面積等について、あと金額ですね、議員の皆様にもお知らせさせていただいているというところでございます。以上です。（「答弁漏れです」の声あり）

○議長（山越 守君） 内容をどうぞ。

○15番（遠藤憲子君） 議会の議決を何と考えているのか、お尋ねをしています。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 非常に重要な重大なものというふうな受けとめて、日夜、市政運営に励んでいるわけであります。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今、市長のほうから重大なものという受けとめ方をされたということなんですが、それならば、なぜ、もう少しこのチラシの内容にしても、市民は5,600万円の内容を何も知りませんよ。今、子育て広場とかなんとかと言われても、それは何も書いてないじゃないですか。こういう一方的なチラシというのは、市民を混乱させるもどだと思います。

すが、その辺について再度伺いたいと思います。

そして、その中の言葉ですね。これは本当に低レベルなチラシだと言わざるを得ないです。補助金がパーなんて、こういう言葉、私は行政用語で使うとはとても信じられません。これが市民の税金を使って市が出すお知らせチラシなのか。内容的にも大変市民を非常に低レベルなものに考えていますので、やっぱりこのようなチラシは今後発行すべきではありませんが、その点について再度伺います。

それと、市長は、執行部と議会はこの問題について話し合っていないと言いましたけれども、一般質問でさまざまな議員が取り上げているじゃないですか。そういう問題についても、やっぱり執行部がきちっとその点について明確に答えていないんです。そういうところが、やはりもう土地開発基金が透明性に欠けるというそういうところにも出てくるんじゃないでしょうか、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 遠藤議員にお答えします。

一般質問等でのやりとりというのはあったと思います。その答弁においても、はっきり今と同じ見解を述べているわけでごさいます、市の執行部としては、何ら変更したりぶれていることはございません。取得したのものについては、以前は、情報公開条例の請求で幾らでも一般市民でさえその情報は取得できますし、議員に対しては、年1回のやつで前は出しておりましたし、また、その後、随時取得した場合にはちゃんと議員の皆さんには報告している。そういうふうに透明性というのは確保されているわけでありまして、何らそれを確保されていないというふうに主張されたり、要は意見の相違であろうと、立場の相違なのかなというふうに考えざるを得ません。そういう意味で、市政運営上非常に重大な支障を来す制度の改廃の問題になりますので、市民に対してちゃんとお伝えするのは、執行部として逆に伝えないことのほうが市民に対する責任を果たしていないということになってくると思います。ぜひとも、執行部と議会というのはお互い、議会の皆さんはチェック機能ですから、どういうチェックをしているのか、また、執行部はどういうことをやろうとしているのか、それはお互いに市民に対してよく伝えて、有権者の方がよく判断できる材料にすることが民主主義の健全な発展というように考えておりますので、今後とも市政の実態について事実関係を市民の有権者の皆さんにお伝えして、そして市民の判断を常に仰ぐ、そのような姿勢でお互いに議員と執行部で頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 再質問にお答えさせていただきます。

5, 600万円等について、市民の皆様は知らない、いきなりというなお話もございました。こういったことを踏まえて、市としては、今の市政運営の中でのさまざまな問題を広報という形で出させていただいたわけでございます。その広報の表現の仕方等についても、市の職員も日々研さんを積みながら、どういう広報が市民の方に読んでいただけるのか、そしてわかりやすいのかということの研究しながら出させていただいてございまして、今後におきましても、市政運営の中で重要な部分、市民の皆様にお伝えしなくてはいけない部分につきましては、適宜広報を継続して発行してまいりたいと考えてございます。以上です。（「今後もこういうチラシを発行するというので、わかりました」の声あり）

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） この再議ということなんですけれども、再議ということ自体は、要するに議会に対する首長の拒否権行使というふうに言われているわけですね。その点に対して、議会に対する市長の認識をお尋ねします。

また、この再議制度ですね。旧憲法ですよ、旧憲法にあった、議会を統制し首長を優越させる仕組みの名残というふうに言われているわけです。全国の議会の関係者から改正を求める声が出ている制度であるわけです。この再議に頼るといふ首長のやり方は、自治能力の欠如と旧憲法の体質を示しているように思えるわけなんですけれども、その点の認識について、まず市長にお伺いをいたします。

さらに、現在では幾ら法的に認められたこの再議でも、議会に対する挑戦という性格に変わりはないわけです。非常に異常な事態だと考えております。平成26年4月現在で調べましたところ、市の全国の数数は790市です。その中で再議をかけた件数は4市、5件、非常にまれなこととなっております。議会としては、異常と言えることでもあります。まして、土地開発基金条例の廃止に対しての再議、これは全国初であります。12月議会にかけても条例の復活は可能でもある中で、9月議会で議会の意志として廃止条例が可決されたことをもって再議にかけるほど、市政運営に緊急性があるのかどうかということについて、お伺いをいたします。

説明は、再議の理由のところには載っておりませんでした。今初めてその細かい理由について説明があったわけなんですけれども、その点についてお伺いをいたします。

さらに、再議にかけるぞというこういう先ほど来話に出ておりますこのチラシですね。このチラシについてですが、先ほどからもありますように、この説明の中で、補助金がパーになる。この言葉は行政用語でしょうか。こういう言葉を使わないと説明がつかないのでしょうか。私はどうしても行政マンのほうが考えた言葉とは思えません。市長がパーと使えと言って書いたんじゃないかというふうにししか思えません。市長がこういう言葉を指示したのかどうか、パー

ということについて伺います。

5, 600万円の補助金がパーになるということで、非常に市民に対してこの根拠が何かわからない、こんなチラシで何が使われるのかさっぱりわからない、そういうただただ市民の不安をあおって混乱させるだけだと。このチラシを読んだ市民から、何だか市政がとっても嫌な雰囲気がしてきたと、このチラシを読んで率直に感想を述べていました。こうしたことに、市長の指示でこのチラシを作成し配布したのかということについて伺います。

また、チラシの中で透明性は十分に確保してきたというふうにありますけれども、「土地開発基金を使っての土地購入は議会にかけなくてもできる。こんな便利なものはない」と、市長は決算委員会の中で私の質問に答弁しましたよね。それが、一番その土地開発基金のポイントだと私は思っているわけです。ですから、それを報告していると言いますけれども、それは事後報告であるわけです。もう既にも買ったものに対しての事後報告をもって市民に明らかに説明をしている、これは本当に欺瞞であります。なぜ、その土地開発基金に私たちがこだわっているのか、やっぱりそのところが明確でないからなわけです。

「市政の透明性を欠き、癒着の温床になる制度」というふうに、私は提案者でありますから提案の文面の中に書き込みました。それが、全くその理由になっていないというようなそういうことがあるわけなんですけれども、このことについてちょっと説明をしておきたいと思えます。私は、4月に東京で開かれました自治体政策セミナーに参加しました。その際に、自治体研究の専門家でありまして立命館大学の森 裕之教授に質問をしました。自治体が土地開発基金を使って土地購入をしていることについてどのように思いますかという、別に牛久市とは言わなかったのですが、そういう質問をしました。そうしましたら、先生は即座に、「市政の透明性を欠き、癒着の温床になる制度」という言葉が返ってきたわけです。これをもって私は提案の理由に引用をさせていただきました。ですから、全くもって適切なことを書いているわけではないということをお知らせしたいと思えます。市長は、この点について、殊さら力を込めて説明の中に入れてあったわけなんですけれども。

それで、この癒着の温床ということなんですけれども、まさに土地開発基金を使ってあらかじめ土地を購入した小坂城址の土地購入にかかわる疑惑、これは不透明性と癒着の温床そのものではないでしょうか。何ら解明されていないわけなんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） まず、この地方議会での再議という手続についてどう考えているのかということなんです。非常にこの再議という手続は、まず、利根川議員がいつも言っていま

すけれども、日本国憲法を前提とした中での地方自治法でございますから、これは憲法に合っているものだろうというふうに私は思っております。そういう地方自治法に基づいてこの再議という手続をとっているわけでありまして、日本の地方自治というもののありようというものを制度的に創設した、また、この制度を運用することで地方における民主政治というものを確立しようとしてきた先達の知恵が、この中に入っているものというふうに理解しているわけがあります。

次に、市政運営上の緊急性ということでございますが、これは、まさしくこの条例が廃止されることによって、ちゃんと議員の皆さんにも通知をしながら、また、場合によっては質問があれば幾らでも答弁しながら、各どの事業のどの部分に当たるものかということはもちろんと説明をしてくれているわけでありまして、そういう土地について5,600万円というこれから何年かの間に事業化されるものについて、今、5,600万円ということは非常に重要なんです。この金が入ってこないということは、牛久市政運営上非常に重要なんです。皆さんだって、25年度の決算でもって牛久の経常収支比率が何パーセントになっているか、よく知っているわけでしょう。92%になったの、91%になったのと、それは皆さんよく御存じですよ、その意味がどういう意味か。いわゆるそれだけ財政がかたいんです。柔軟性がない。そういう厳しい限られた中で、5,600万円といういわゆる自腹を切らなくて国からもらえる補助が入るか入らないかということは非常に重要なんです。皆さん、決算書を見てははっきりわかっているでしょう。2011年の大震災以降、電気料金だって年間1億円以上負担増なんですよ。そういう財政の厳しい運営の中での5,600万円という補助金が入ってこなくなるということは、どこで吸収したらいいんですか。そういう資金繰りだとか市の財政を考えないとしたら、私は、市長は失格だろうと思っております。

そういう意味で5,600万円というのは非常に重要ですし、今の限られた財源の中で、また国が、また県が非常に財政上厳しい中でどういうふうに今後交付金が削減されていくということがはっきりわかっているわけでありまして、そういう厳しい環境の中で少しでも市の事業というものを前進させ、そして財政負担を減らしながらやろうとするのには、この土地開発基金というのは、土地開発公社を廃止した自治体においては非常に重要だということを私は肝に銘じているわけでありまして、この基金というものを使うことによって、一般会計でもって全てチェックされるんです。議員のチェックが入るんです。土地開発基金は過去の先輩がやりました。4億8,000万円の大赤字でした。それを廃止した。ということは、牛久市において過去にそういう反省しなければならぬ大失態があったわけでありまして、その反省を踏まえて、私は公共用地の購入等においては、議会のチェックの入る用地の取得という制度を運用してきているというのが、私の市長就任以来の思いであります。

ですから、このように皆さんが全部チェックできるようにしていて、ましてや資料さえ提供していて、それが透明性を確保できないという皆さんの主張は、私とはもう根本的に見解が違うんだろうと、それ以上言えません。それ以上、私のほうでは情報提供できませんから。

その次に、このチラシ云々。

では、残りは各部長、担当に答弁させます。もし私に質問したいことがあったら、ぜひともまたお願いします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） では、私のほうからは、チラシについてでございますが、チラシの発行については、別に市長がどうしろこうしろと言ったわけではなくて、担当部署である私のほうでチラシについて発行したものでございます。

それと、表現の仕方等につきましては先ほども御答弁させていただきましたが、日々市民の方にわかりやすい表現の仕方を研さんしながら、市民の方への周知、お知らせに努めていきたいというふうに考えてございます。

それと、癒着の温床ということでございますが、これまでも一定のルールの中で、これまでも御答弁させていただいてございますが、議会に諮るべき案件につきましては、2,000万円を超える、かつ5,000平米以上のものにつきましては、しっかりと議会のほうに承認をいただくための手続をとっております。こういったこともあわせて、あと、先ほど来申しております、これまで年1回の報告であったものを随時速やかに議会のほうに報告をさせていただくというように、透明性の確保については努力をしているところでございますので、その辺のところを御理解いただければと考えてございます。以上です。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（山越 守君） 内容をどうぞ。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 市長がパーという言葉を使うように指示したのかどうかということなんですけれども、行政用語でパーという言葉なんかありませんよね。その辺についてどう考えているのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 私は、市役所内部においては、行政用語というのは職員同士使うのは結構だというふうに思っております。しかし、市長の私は市民の代表であります。皆さんと同じでございます。ですから、私は行政用語を細かくわかりません。ですから、市民の代表である私には、市民に説明するのと同じように、わかりやすく日常の言葉を使って説明してくださいと、行政用語では、その行政の中身の実態が私にはよくつかめませんということで、そうい

うことで日ごろはしております。そういう意味で、一般市民の方にお伝えするについては、一般の市民の方が誤解なく、かつストレートにわかるように、多分担当がそういう表現を使ったんだろうというふうに私は推察をいたします。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 市長は随分ふざけたことをおっしゃっていますよね、そういう言葉、余りにも市民をばかにしたような言い方ですよ。では、市民にとってはパーという言葉が一番わかりやすく受けるというふうに判断したわけですよね。パーになるではなくて、なぜ、受けられなくなるという普通の言葉が使えなかったんですか。普通の言葉で市民はわかりますよ、これは、受けられなくなるで。パーってどういうことですか。最終的なチェックは市長がしているわけでしょう。そこを確認したいと思います。市長の責任ですからね、このチラシは。室長が書いたにしたって、責任は室長のものと私は思っていません。これは市長の責任でつくって配布したチラシだと思っています。市民誰もがそう思っていますから、その点について、傍聴者もいらっしゃいますから、明確に答えてください。

2回目の質問が終わっていませんから。

それで、議会でチェックできるという答弁があったわけなんですけれども、市民に対して市長はあっちこっちでいろいろ言っているんですよ。私の目の前でも言っていました。「小坂城址の問題は地検にも呼ばれたし、職員にも呼ばれたけれども、白だ」。公の席でこうやって発言をしているわけなんですけれども、それを聞いた市民からは、幾ら白だって本人が言っても、では、あの税金の無駄遣いと言われているあのお金はどうなってどうなったのか、さっぱりわからないよねと、これが市民に対する不透明性であります。何一つ小坂城址の問題で明らかにされてなくて、情報開示をすれば黒塗り、市民には本当のことを知らせないでは、透明性を確保しているとは、これは本当にうそではないかと思いますが。税金を使っていますよね、税金を使った広報紙にそういううそは書かないでほしいと思います。これら土地開発基金を使った小坂城址の土地購入について伺います。

それから、このチラシの中で、スピーディーでタイムリーな土地取得というふう書いてあるんですけれども、これはどういうことでしょうか。地権者に買ってほしいと言われたら、計画の予定もなくとも、はい、買いましょう。安いから買ったと市長はよく答弁していますけれども、これがスピーディーでタイムリーな土地取得ということしか考えられないわけなんです、その点について伺います。

また、今回も雨水対策で買うという5,600万円の説明がありました。それで、雨水対策を全部否定しているわけではないですよ。それで必要な土地を購入しという土地があるわけな

んですけども、雨水対策にどれだけの土地が必要なんですか。必要以上の土地が購入されているのではないかと。その維持管理さえままならない、草ぼうぼうの土地がどんどんふえていっています。必要最小限の土地購入とは全く思えないのが現状ですが、再議にかかるより、その辺をもう自己批判して反省していただきたいような内容です。

それで、これまで土地開発基金で購入した詳細について、件数、金額、地積、できるだけ詳しく伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） まず、市長という立場でございますので、市の各部課等で発行したもののについて、市長が責任をとるのは当たり前であります、市長という立場でですね。これは牛久市が発行したものについては、市長が責任をとるのは当たり前でございます。パーという表現を私が使われたかどうかということ、これは常識的に考えていただきたいと思うのですが。そういうことで、職員がやったことは全て、その長たる市長の責任だということ、何ら逃げるわけでも何でもございませんので、その辺は誤解しないでいただきたいと思います。

それから、あと小坂城址問題を取り上げてきましたけれども、小坂城址問題は、あえて申し上げますけれども、あの土地の取得については、ちゃんとこれは取得案件として土地開発基金で購入しているわけですね。そのときは、議会承認案件なんです。ですから、ちゃんとこの議案ですね、これは平成21年3月9日、議会に対して土地開発基金で取得するということについてちゃんと提案して、議会の承認をいただいて、いわゆる土地開発基金で取得しているんです、皆さんの承認をいただいて。そして、年度をまたいで予算の補助がちゃんと実行されてから、土地開発基金で買い戻しているんです。あと、この価格がどうだこうだかって、後で朝日新聞から始まっているんことを言われましたけれども、これは事務方が全部やってきておりますけれども、私もあれだけ問題になったので後で調べました。そうしたら、ちょうど小坂城址というのは、あそこは408号線で、県がいわゆる408号線の国道を拡幅しているんですね。それが昭和52年から53年のころなんです。そのときに県が買収した価格と、ほぼ同じなんです。ほぼというのは、平米100円とかぐらいの差しかないんです。昭和53年、54年に買収した価格ですよ。ですから、私は別に事務方がやっていることですから、とんでもないばか高い価格でやっていることでも何でもありません。当たり前ですよ。それで、皆さんここで百条、百条と騒ぎましたけれども、具体的な資料請求はどこまでありましたか。ただ百条、百条と騒いだけじゃないですか、百条委員会を設置しろ、設置しろと。

私は、全部、水戸地検に告発されたというのは、選挙が終わってからわかった。選挙が終わってから、そうしたら、選挙前から動いていた。選挙前の6月から始めて、水戸地検が、牛

久の元の建設部長を呼び出ししたり、それから、皆さんが私の親戚と言っている宮本さんの一族やら会社やら、帳簿から通帳から全部調べたり、銀行を回って。それで、選挙が終わってから、サンヨーホームから全部、会社の現金出納帳から全部、水戸地検の要請によって提出したり、あと牛久市役所も全体でいわゆる資料請求と事情聴取から全部、捜査が始まって2年半、水戸地検の検事の指揮のもとに徹底した捜査があったわけです。私は、それはわからなかった。私が逮捕される何だって、選挙中、誰だけのことが言いました。私は逮捕されたんですか。そういう厳しい全部、牛久の市役所の中の小坂城址の事業化についても、地元での署名から始まっての全ての行政資料、捜査2課に要求があったので全てちゃんと提出した。そして、関係者全て事情聴取を受けた。2年半徹底してやってもらいました。その結果、私がイタリアに、おとしですか、グレーヴェ・イン・キアンティに友好都市の締結のために出発する2日前だと思いましたが、市長が忙しいから大変でしょうから私のほうで出向きますということで、水戸地検の三席検事がちゃんと事務官と来て、そして、私の庁議室で事情聴取をやりました。たった二、三分です、実際は。どういう質問をしたのか。「市長は、牛久市議会において答弁したとおりですね」、「そのとおりです」、それだけの話です、やりとりは。それをちゃんと事情聴取の調書にして、私はサインをいたしました。そして、イタリアに行ったわけでありまして。そして、翌年の正月に、年明ければどういう処理したかわかるからというので、電話しました。そうしたら、「何も問題ないので控訴しません」。三席検事が口頭で電話で言うわけ。私はそれに対して、これだけ、朝日新聞から始まって、当たり前のことを当たり前市民の負託をしてやってきているのに、疑惑だ何だと、とんでもないことをやっている、土地転がしをやっている。そうやって言われてですよ、ちょうど選挙でもって2カ月前ですよ、ぴったり、朝日新聞が出したのは。選挙妨害になるかならないか、判例のぴったりその期日ですよ。そういう徹底した選挙妨害に近いことやら、名誉毀損に当たることやら、さまざまなことがあります。そういうことを私は攻撃を受けている、皆さんを含めて。で、百条委員会だ、百条委員会だと、資料も要求しない、何もしないで百条委員会だと騒いだこの野党の皆さんはどうなんですか。私ははっきり白黒つけたい。

そういう意味で百条委員会、小坂城址の土地転がしだ何だという問題は、何ら不透明なことはありません。全部議会に出している。そして、土地開発基金のやつもちゃんと出して、小坂城址のちゃんとした整備条例の説明もあって、全部議会に対しては透明にやっているつもりです。その辺は、何が問題があったんですか。こんないいかげんな今までの百条委員会の運営ってないですよ。小坂城址問題だって、何ですか、これ。申し開きしてくださいよ、逆から言えば。

ということで、小坂城址の用地の取得については、議会にちゃんと土地開発基金で取得しま

すよということで、ちゃんと補助を得るために、それで、面積も場所も単価も議会の承認を得て取得している。何かこれ以上不透明なことはありますか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） では、私のほうからは、迅速なタイムリーなというような御質問にお答えさせていただきますが、先ほど来も申しているとおおり、事業を計画実施する中で、それぞれの地権者の事情もご置きます。そういった中で補助内示、補助決定の部分部分で、当面先、補助内示がもらえないような事業も多々ご置きます。といった中で市民の方々の協力をいただくために、その事情に合った時点時点での用地取得を行っていくということが、事業全体を円滑にスピーディーに仕上げていくということにつながっていくというものでございます。そういった意味で、土地開発基金においては、これまでも土地取得というものが事業実施のウエートを非常に大きなものを占めるわけでございますので、そういったもので土地開発基金を活用してきたというのが、理由でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 答弁漏れですか。

○16番（鈴木かずみ君） 土地開発基金の状況について最新のものを後で提出してください。残念ながら、3回目質問できませんので、以上で終わります。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、この再議に関して数点お尋ねをいたします。

まず、問題となっている土地開発基金に対して、これまでも、現状としてどのくらいの筆数があるとかとお示しいただいたんですけれども、市は計画にのっとってというふうに御説明いただいておりますけれども、必ずしも道路とかそれ以外のところで計画が先にあるという状況ではなく、物件があって、その後に計画がなされたというような順序というものがあるのかどうか。いわゆる各課で検討している段階で私たちに示されないというようなことがあるのかもしれないのですが、私たちのところに出てくるのは、総合計画、当初計画にないようなものとして上がってくる場合が多々あるわけですが、こういう点について、執行部の見解をまずお尋ねをいたします。

それから、土地開発基金ですけれども、総額で25年度決算では12億4,000万円ぐらい。その前までは、大体12億9,000万円、13億円前後のところを推移していたのですが、25年度では5,000万円ぐらいの基金減ということになるわけで、ここの理由が何だったのか。これは決算の中に出ておりますけれども、これは前の段階の土地購入と事業化のこのタイムラグによって起きたというふうに、決算のときにもちょっと傍聴していたので定かではないのですが、そういうような答弁をされたと思うんです。そうすると、事前にやっぱり買

ったことの弊害ということがこういうことにもあらわれているのかなということで、この点に関する執行部の見解をお尋ねをいたします。

それからあと、今、何人かの議員で質疑に出ておりました10月1日に配られたチラシがあります。それから、これは昨年度の6月に渡された、やはり土地開発に関するこうしたチラシが、これまでも何度かいろんな形で私たち市民のところにも配られるわけですが、このチラシ配布の真意、先ほど来何度も取り上げられておりますけれども、一体どこにあるのか、何を伝えたいのかという点です。これは、事実を正確に伝えるというよりは、いたずらに市民の不安をあおるといふうにしか考えられません。これはどこにあらわれているのかという点、先ほど来の質疑の中でもありました文言ですね。最初のところに、「補助金がパーに」という言葉。これは行政用語かということで。私は、チラシというのは行政用語を並べればよいというふうにも思っておりませんので、市民にわかりやすいという表現をとることには異論はございません。ただ、それは適切であるか、節度があるか、知性があるのか、品位があるのか、というふうに思います。反対に、これを見た市民の方からは、市がパーなんじゃないかというような言われ方をしました。言葉が適切がどうかわかりませんが、意味の使い方もちょっと若干違いますけれども、そんなふうに言われたことがあるというような程度のものであるというふうにご認識をいたしました。そういう市がこうしたチラシをつくるときの広報戦略が盛んに言われておりますけれども、どこにあるのかという点をお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、この内容の中で、黒丸の3つ目で、「市税5,600万円あれば、補助金を活用した場合、約1億1,200万円の事業ができる」。ただし書きの小さな丸、米印のもとに「補助率2分の1の場合」と書いてあるわけですね。何か実際のどういうものでということが出ていない中で補助率2分の1の場合って、こういう形に書いているということは、やはりここに市の運営としてどういうふうにご事業の総額をつかんでいるのかという点にまで、何か確たるものが見えないというように思うんですけども、ここにこの1億1,200万円の事業ができなくなるというような表現をしたことについて、お尋ねをいたします。

それから、先ほど出ておりましたけれども、スピーディーでタイムリーな土地の先行取得ができなくなる。この土地開発基金を活用する以外にはできないというふうになぜ思っているのか。市には、公共用地の先行取得特別会計というのがあります。これを利用して土地の取得をしているという、これは自治体運営の中にもそういうところに取り組んでいる自治体もあるわけで、開発基金以外ではこうした公共用地の推進ができないのかと、その点についてお尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、土地開発基金で先行取得することにつきまして、きちっとした事業計画等に基づいているのかということですが、これは、それぞれの事業を取得する担当部署において、事業実施のための計画、見通しに基づいて先行取得をさせていただいているものでございます。

また、前年度、24年度の決算と今年度の決算の中で開きがあるということでございましたが、これは先般の定例議会のほうでも御答弁させていただいておりますが、上町排水ですね、この用地取得、かなり前に用地取得をしたものでございますが、それと実勢価格の差について、現状では実勢価格のほう下がっているということで資金減というふうになってございます。

また、チラシの目的でございますが、市としては、議員のほうも、よく市民に対する広報のあり方、情報発信をもっと適切に、機を捉えたものを発行したほうがいいというような一般質問での御指摘等もございました。市として今一番大切なのは、今、市がどういう方向で事業、市政運営をしているかということ、市民の皆様方に現実を素直にお伝えしていくということにあるんだと思います。こういった意味で、事実をその時期に的確にお伝えするというので、今回のチラシにつきましても広報につきましても発行させていただいたことでございます。

また、表現の仕方につきましては、先ほど来申してございますとおり、この発行につきましては私が最終的に確認をして出しているものでございますので、今後において適切なお知らせの仕方ということを研さんしていきたいと考えてございます。

また、広報の戦術、あり方につきましても、これまでは市の職員、内部の職員が、役所の考え方という言葉をよく市民の方に怒られますけれども、市民の方にわからないというところで、そういったものをわかりやすくするためにはどうしたらいいんだということで、外部の委員さんをお願いして発行に努めてみたり、あるいは、市政情報誌の第1号がそうございましたが、発行企画の段階から専門の外部の方のアドバイスをいただいて、その方の仕様に沿った形での広報、こういうことも取り組みを進めて、市民の方にわかりやすい広報というものを心がけているところでございます。

また、チラシの中の市税の5,600万円から、下のほうに書かれている「補助2分の1の場合」ということでございます。既に御承知のとおり、牛久市はさまざまな補助事業、これを探しながら、少しでも補助金がもらえる事業としてできないのかということを検討しております。そうした中で、通常であれば40%から55%という、それぞれの事業で補助率は変わってきますが、例えば、旧まちづくり交付金でいえば40%、あと道路事業とか雨水整備事業とかございますが、55%とか50%というようなものがございます。今回のこの5,600万円に当たる部分については、その40%から55%の補助の事業の内定がもらえるものという

ことで算出をしてございますが、それが例えばなくなってしまうと、5,600万円がなくなってしまうという場合に、その5,600万円があったらどれだけ事業ができるんですかということの平均ですね、それを2分の1という形で50%補助の事業という形で捉えてございますが、それが1億1,200万円でありますよ。それが、5,600万円が来ないことによって、事業が要するにできなくなる部分もあるというようなことを示させていただいたものでございます。

それ以外に、土地の取得についてのやり方、スピーディーなやつは考えられないのかというようなお話でございますが、御承知のとおり、土地の取得についてはいろんな手段で取得ができます。1つは、先ほど来お話の出ている開発公社による土地の取得です。これは、牛久市はもう土地開発公社というものはありませんが、それが1つある。それと、基金による土地の取得。それと、特別会計による土地の取得。それと、一般会計による土地の取得ということで、大きくいえば4つぐらいですかね、その土地取得があるということで、利用の目的とか状況によって、どれがいいというのはそれぞれあるかと思いますが、今の時代の中で、牛久市が市民のためのインフラをとにかく急いで整備しなくちゃいけないという中では、土地開発基金というのが一番効率的で、市民の方々の御理解もいただける、地権者の方々の御理解もいただけるというものが、その土地開発基金であるというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、再質問をいたします。

まず、1点目の土地購入に当たっての事業化の問題であります。先ほどの答弁の中でも、牛久市が従前に土地開発公社が持っていた土地が解散に当たってここの基金になったと、それから、県のほうの関係の土地が未活用というような部分で大分残っているんだというふうな答弁もございましたけれども、今現在、先月、議会の直前に土地開発基金でこういうものを購入しましたという報告がなされました。その中に、田宮地区の子育て広場、子育て事業として競売物件の建物土地の取得がございました。こういうものも、全体計画の中で今子育てで関連して急務であるというのは、ひたち野地区の子育て支援環境の充実なんですね。なぜ、こういう優先順位が低いであろうというふうなところを、競売物件で、また市長いわく安かったんだということになるのかというふうには思いますが、私ども一般的な市民から見ると、あの競売物件であの値段で取引されるんだということに驚きを示す市民の方もいらっしゃるわけです。そうすると、その子育て事業、何を優先すべきなのかという点でも、やはり少しピントがずれた、いずれいろんな形で活用できるんだとしたら、物件としてはそう悪くないからとりあえず買っておけというような判断のもとに購入をされたのではないのかと、そういうふうに議員として

も思うようなそういう案件が散見されるわけです。市が、土地購入に当たってどこまで厳密に、庁議にかけているということになるんでしょうけれども、計画性のもとにやっているのか。土地開発基金という制度があるから、とりあえずそこに基金の中に置いておくことができるということからこういうことをやっているのではないかというふうに思うんですけども、その点に関して再度考え方をお尋ねをいたします。

それから、25年度決算での基金総額の減について、この理由はありましたけれども、こうしたことが土地開発基金の購入によっては起こる可能性があるということですね。これが右肩上がりの時代、そして土地を持っていればそれが一つの担保となるというような時代にあっては、先買いするというメリットというのはあると思うんですけども、今、下落傾向にある中、東京には多少上がっているところがあると思いますけれども、地方都市にあっては相変わらず下落傾向にあるそうした状況の中で、先買いをしなければいけないというようなことは、やはり厳に慎まなければいけない。それは土地開発基金があるからできるんだという体制をつくり出しているように思うんですが、この5,000万円のこういう損失を与えるような制度に対して、市としてはこのことをどういうふうに重く感じているのかという点について、再度お尋ねをいたします。

それから、これは前の時代の方が買ったものだからというのは理由になりません。誰が買おうと、市が買ったものですから、それが目減りをしたということについて、こういうことが土地開発基金の中では起こり得るのだという点について市はどう考えているんだということをお尋ねをしているわけで、誰が買ったというのは責任逃れですから、関係ありません。

それから、チラシについてですけども、私も一般質問等で、広報は市のイメージアップ、シティーセールスの上での大きな戦略となるというふうに考えておりますから、それは他市町村に住む方々へのアピールだけではなく、市民の皆さんにもきちんとした広報を、牛久市としてはどういうふうに考えているんだということをお示しするというのは大事だというふうに思っております。それは、室長も御理解いただいているというふうに思います。

ですが、今発行されているのが、そういうふうに値するものであるというふうに認識しているのでしょうか。これは、公費をかりた市長が、就任以来やってきたことの宣伝ではないのかというふうに意見を言う市民の方がいらっしゃるわけです。市の従前の広報とはちょっと違う、タイムリーでフレキシブルな広報であるというふうに認識を持たない市民の方が多いということについて、その点について御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 土地開発基金の過去に取得したものでいわゆる含み損したものが、私

が市長になって確認したところ、2つありました。みんな城中・田宮線の整備で、坪50万だ60万円だなんてしていたころのやつで、多分、坪50万円台で買っていたものだろうと思いますけれども、ありました。

それについては、もっと損が出ていたわけです。今回出て、大体ほぼなくなったというふうに思いますけれども、過去にもう一個あったんです。それについては、牛久市が特別会計でやったいわゆるホギメディカルさんに対する工業団地の用地の取得・造成・売却、その事業の中で7,000万円ぐらいだと思いましたけれども、皆さんの承認を得て特別会計から土地開発基金のほうに補填してございます。そういうふうにして、今回出たもので、過去にはいわゆる用地を取得して事業化するのに何十年もかかっちゃったなんていうやつは、直接的なものは大体終わりかなと。あとは、先ほどから言っているように、土地開発公社でもって今の奥原の工業団地だとか、桂の工業団地の造成整備ですね。県のほうに持ってもらう前の段階で市のほうでいろいろやったものについての赤字部分の用地等について引き受けしていると、それ以外は多分幾らも、ほとんどなくなったんであろうというふうに思っております。

今現在私が市長になりましたからは、いろいろ用地の先行取得という問題がございます。これについては、過去には全部取りまとめして、全部地主さんが足元見たつもりで判こを押さなければ、一つの道路整備に5年でも10年でもかかっているという状況があったわけでありませう。まさしく城中・田宮線がその典型でございます。そのために半端じゃない市税が投入されております。あともう一つ市税が半端じゃなく投入されたものに、駅前のまちなか再生事業の一環としての区画整理事業がございます、西口のですね。あそこで毎年いわゆるいろんな補償で何億円もの金が単費で出ていきまして、当初の18億円の事業が30億円を超える事業になったわけでありませう。それを早く完成して終息をさせるために、いわゆる用地等についてももう早く決めて、それで終わらせたというふうな。あの駅前の事業なんかは、18億円の事業がプラス十何億円も単費を投入しちゃった、所得補償だとかいろんな形で。それが、毎年2億、3億円というふうになんかしてやっていると、何もしないことでぶん投げていたわけですね。そういうふうな過去の市政運営上、城中・田宮線も含めて問題だらけだった。

それを、市民の税金を有効に活用して、そして補助も有効活用するために、実際の市政運営上、裏のといいますか補助金の実態を申し上げますと、国土交通省なり県を通してかけ合っただけで補助事業にしていく部分と、それから年度末において県が国から受けた補助金のほうが未消化の部分があって、それを年度末で引き受けてくれというそういう補助もあるわけで、事前に用地を取得しておいたり、それから実施設計を1年でも2年でも早く進めておく、そういう準備をしていることで、牛久市の場合には年度末において、県が国から補助事業を受けていても、

他市町村で未消化のために国に返還しなくちゃならない、そういう補助金もあるわけでありませう。そういうものをちゃんと日ごろから先行取得して準備しておくことによって、来年度、再来年度の事業が早目に補助対象になって事業が進められる。それも、自分の自己負担は極力少なくできる。そういうようなことで、2つのパターンで公共事業については牛久市は進めておりまして、そのことによって他市町村と比べて倍以上の公共事業の整備のスピードが速いわけでありませう。そういう実際の運営上の状況というものも、議員の皆さん、日ごろから事務調査でわかっていると思いますけれども、あえてこの場で申し上げたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） それでは、再質問の中で、田宮の子育て広場関係でございます。

これは、牛久市には、まず近々に取り組みをしたのが、柏田地内にある子育て広場をまず整備いたしました。それにあわせて、まだまだ子育て広場としての整備が進んでいないということがございまして、今回、競売に出されているところですね、まさに駅に近いということと西側地域の子育て世代の方々の方所として必要な物件であるということが、土地建物取引検討委員会初め、議員からも言われた庁議でも十分検討がなされた中で、取得の決定をしているところでございます。

それと、右肩上がりの時代の土地取得のツゲが回ってきているということでございますが、確かに土地につきましては、バブル崩壊までについては土地が年々上がってきていた。その当時取得したのが今回御指摘のあった23号線の用地として取得したものを、雨水整備の中の補助として取り込むことができた。それで、補助を充てながら買い戻しをしたという経過がございます。こういったことで、確かに、昔の古い積み残しの部分というのは、結果として買い戻しする際に、現在地価が落っこっている中では、そういった穴が生まれてしまうということもございませうが、現在の土地の状況につきましては、ほぼ下落も落ちついてきているという中で、事業を進めていく中、通常5年以内で事業化できるようなものについて検討しながら取得しているものでございませうので、そうしたこれまでのような大きな損失は出てこないというふうに考えてございませう。

それと、シティーセールスを踏まえた町の魅力を発信する広報のあり方ということにつきましては、市のほうも十分、まさに住んでいる皆様に市の今の市政の情報がどうであるかというのをどうお伝えするかということをごこれまで以上に研究をしながら、わかりやすい広報というものに努めております。さらに、市外の方々に牛久の魅力を知っていただくということでの広報も努めているということで、広報のあり方については、今後も引き続き専門家の方々の御意見も賜りながら、市民の方にとってわかりやすい広報とはどうあるべきかということをお知らせしていきたいと考えてございませう。以上です。

○議長（山越 守君） 質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。  
再開は、13時ちょうどいたします。

午前11時50分休憩



午後 1時00分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を継続いたします。ほかに質疑はありませんか。9番黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番（黒木のぶ子君） それでは、再議に対する執行部に質問をしたいと思います。

今まで同僚議員がさまざまな方面から質問したわけですが、今までの市長の土地に対する個人的な情念というか、本当に土地に対する普通ではない考え方なんですけれども、この土地開発基金の存続のための再議を実施したわけですが、今まで全国の議会において再議を実施された自治体は極めてまれで、再議は議会の議決に対する無視であり、冒瀆だと考えます。執行部が議会の議決を不服としこのようなことが行われるのであれば、民主主義は成り立たないと考えられます。このことに対する執行部の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 先ほど市長も答弁しておりますけれども、現憲法下において地方自治法という法律が制定されておまして、その地方自治法の法律の中で、そういった民主主義とかいろいろな多方面からの利益の考慮といいますか比較検討した中で、再議という制度が法律で決められているということからしまして、民主主義の否定であるというふうには言えないと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番（黒木のぶ子君） 御存じのとおり、再議に関しましては3分の2の議決を必要とするわけですから、なかなか議会においては、それぞれの考え方、それぞれの党に属している方、そういう中で3分の2をとるのは極めて困難なわけです。それを再議という形で、せっかく議会で議決したものに対して、要するに権力を使った形での執行権の優位さを利用して再議にするというのは極めて問題であり、例えばこの土地開発基金がなくなりましても公共用地先行取得というような手法もあるわけですから、何ら問題ないと思えるわけです。その辺につきまして先ほども同僚議員が質問したのですが、そのことに対する明確な答弁がありませんでした。そのことについて再度質問したいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私のほうから御答弁させていただきますが、先ほども御質問の中で御答弁させていただきました。土地の取得につきましては、幾つかの手法で取得することが可能となっております。その中で、それぞれの手法で何が一番有利であるかというところを考えた中で、過去には牛久市も、公用先特会で国の用地国債の借り入れをしながら取得してきたというような経緯もございますが、現段階にあって牛久市では、土地開発基金による取得、迅速に対応できるこの土地の取得ができるやり方、これが一番機を捉えたやり方であるというふうに考えて本条例を使用しているというところがございますので、その辺のところを御理解いただければと思います。以上です。

○9番（黒木のぶ子君） 私の質問を終わります。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 再議説明について何点か質問をさせていただきます。

再議説明の中で、「約5,600万円の国庫補助金を放棄し、市税等の一般財源を過大に投入せざるを得ない状況となる」という表現があるわけですが、幾つか事業があるという御説明ですが、それらの事業は全て既に議会で審議可決したものなのかどうなのか。あるいは、いつ可決したものなのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、2つばかり取り消す必要があるのではないかということについて質問をいたします。

1点は、「本条例は、先般、市政の透明性を欠き、癒着の温床になる制度との指摘もある」という次のところです。「何ら具体性のない理由により」というふうな表現があります。私どもは、後の報告ではなく、事前に議会に諮ることなく土地の購入を進めることを透明性を欠くもの、そういった意味で指摘をできています。

しかし、この説明書によると、「何ら具体性のない」、このような決めつけをしているわけですが、これは甚だ不適當ではないかというふうに考えるわけですが、この部分を削除するおつもりはないのかどうか、このことについてお聞きいたします。

もう一つは、これは市長の御答弁の中の問題です。「土地開発基金について、議会と執行部で議論をしたことがない」、このように先ほど答弁でおっしゃいました。これは同僚議員からも言われましたように、一般質問で、私も含めて何度もこの土地開発基金については申し述べているところです。そして、執行部からもそれに関する答弁が行われています。市長は、先ほど「お互いに意見が平行線である。だから、話してもしょうがない」、このようなことをおっしゃったわけですが、意見がどう違うかということと、議論をしたのかしていないのか、この問題は全く別の問題であります。そこで、答弁の中から、議会と執行部がこの土地開発基金に

ついて議論をしていなかったといった答弁については削除をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 杉森議員の御質問にお答えします。

議論という問題についてはちょっと私の勘違いかもしれませんが、一般質問等における質問ないし一般質問に対する答弁というのはあったわけでございます。それ以外に、決議等で議会のほうから議員提案で出されたものについての執行部との議論というものはないということをお知らせしたかったわけございまして、一般質問等においては一般的な質問、それに対する執行部側としての答弁、そういうものはしているわけでございますが、決議の中身等において非常に執行部とすれば、きょうの再議にもかける動機でもあるわけでございますけれども、現実とは違うさまざまな表現やら御意見、討論があったわけでございますので、その討論を踏まえた中で今回の再議があったということで、議論を一般質問の中における一般的な議論ということであるならば、それは一般質問の中であったということは認識はしております。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） それでは、私のほうから、今回再議の理由として上げております5, 600万円の事業、これが議会で審議されているかということでございますが、全体の一つ一つを捉えれば、例えば23号線の整備、こういう事業ですよというのはございますけれども、この取得に当たっての議会での議決をいただいたというものはございません。

これは、土地開発基金が先行取得できる一定のそのルールの中でやれる状況であり、議決をしなければならぬ一定の基準を超えているものについては、これは当然、先ほども市長のほうからも御答弁させていただいておりますが、小坂城址を含めて一定の規模を超えた、西近隣公園もそうですけれども、そういった形のものにつきましては、取得に当たってしっかりと議会の議決を賜っているというところでございます。

それと、「具体性のない」という表現につきましては、これも今の話と結びつくわけでございますが、土地開発基金の取得に当たって、これが不透明であるというようなその基金運用が考えられるのではないかとというようなお話もこれまでございました。そういったことは、市としてもございませんよ。取得するものにつきましては、ちゃんと取得したものについて議会報告もさせていただいているということをお知らせしておりますが、昨年8月以降、議会の依頼を受けて、取得するものについては議会の皆様方に報告をさせていただいているとともに、一定の基準において議会での議決をいただいているということで、不透明なところはないというところが理由となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 不透明性の問題については、先ほども申し上げましたように、事前に議会に報告すべき問題を、報告することなく土地の購入を進めるということが不透明性ということとして私どもは指摘をしてきたわけです。今の御答弁ですと、それでいいんだというふうにも聞こえるわけですが、詳しく御説明をお願いしたいと思います。

それから、5,600万円の補助金の使途の問題ですが、事前の議会の審議可決については一つ一つはしていないものもあるというふうな御答弁でしたが、私どもが今申し上げたように、まさにそういった事前の議会としての審議、議決というものを抜きに進めるということ自体が問題であると、そのように考えているわけでございます。この問題については、同じ内容になっていくかというふうに思いますので、質問とはいたしません。

最後に、市長は今議論はなかったと表現したことについて、私の勘違いだったというふうにお話をいただいたわけですが、そうしますと、答弁はどうされるのか。取り消されるのかどうなのか、そのことだけお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 議論がなかったということについて私の発言については、議会との相談の上、削除をお願いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。

議会への事前の取得前の議論がされていないという御質問でございますけれども、私が先ほど一つ一つと言ったのは、事業そのもの、例えば城中・田宮線、23号線の整備に当たっての事業の必要性というものについては、これまでもたびたびその案件が出る中で御議論いただいているということでありまして、土地開発基金で取得をするたびにその議論がされているかといえば、されていませんよという話をさせていただいております。

それと、透明性の確保につきましては、もうこれもお答えさせていただいてございますが、土地建物等取引検討委員会、ここで決定した。さらには、庁議において取得するということが市として決定した場合には、取得前であっても議会のほうに報告書として上げさせていただいているというのが、昨年の8月2日付で御依頼をいただいたことに対して、市の改善案として対応をとっていきたいということで、今その形をとらせていただいているというところでございます。以上です。（「答弁漏れなんです」の声あり）

○議長（山越 守君） 内容をどうぞ。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 「何ら具体性のない理由により」というふうな表現をしているわけですが、それについては、だから誤りはないというふうな理解の仕方ですか。それとも、それについて訂正したほうがいいという理解の仕方ですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、市としては取得に当たっての不透明さはないというふうに認識してございますので、制度の中で透明性は確保しているというふうに市のほうは認識しております。そうした中で、不透明であるというところをその廃止の理由ということになれば、それが何ら具体的なものではないよということになるわけで、取り消すつもりはございません。以上です。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 大体13項目ぐらい質問がありますので、よく聞いていただいて答弁漏れのないように。

まず1つには、なぜ私の名前が出てくるのかよくわからないのですが、憲法、地方自治法という問題が出されましたですね。よく知っていてそういうことを言うのかどうか。憲法で定めているのは、地方自治体の運営は地方自治の本旨に基づいてやるということになっているんです。地方自治の本旨とはどのように捉えているんですか。地方自治、住民自治ですよ。特に私たちが問題にしているのは、住民自治です。住民自治というのは、住民が主人公なんです。今までの市長を含め答弁を聞いていると、住民の側に立った答弁は一つもないんです。みんな執行部側の言いわけとしか、私は受け取れないです。住民自治とはどういうことと捉えているのか、まず最初にお尋ねをいたします。

私は、今回この質問は、議会運営委員会でもいろいろ申し上げました。開くべきではないと、総務部長に臨時会は撤回しろという申し入れもしました。その利用の一つが、地方自治法第176条の第1項ですね、再議を開くに当たっては、その理由を述べて提出しろとなっているわけです。ここにいただきました理由ですね。これの理由が、全く具体的ではないんです。抽象的です。先ほどから議論を聞いていると、5,600万円パーになるという感じですね。だったら、なぜ、この5,600万円はどういう補助金なのかと、当然理由書の中に書かなければ、再議の理由にならないでしょう。先ほども言いました住民自治等の問題について、執行部はどう考えているんですか、この問題。こんないいかげんな再議のやり方はないでしょう。その点についてお尋ねをいたします。

それと、理由の中に、先ほど帝国議会の問題がありましたけれども、以前のものには、公益

を害するものは除くとあったのですが、それが昭和22年の地方自治法の改正によって、衆議院の中で文言を変えられて、この公益を害するということが除かれたわけです。今回の理由書の中にあるのは、市民にとっても重大な損失であり、市政を混乱させるものだ。損失ということ、これは公益を害するということですよ。公益を害するということを除かれたわけです。こういったことをちゃんと調べて再議に付しているのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、小坂城跡の問題です。市長も室長も問題ないと、透明性があるというふうに言われた。確かに、私どもは中身の実態を知らない間には、小坂城跡の用地買収については当初賛成をしました。その後、議会において訂正の発言もしております。なぜ当初賛成したのかといいますと、相当古い話ですけれども、私自身は、一番最初に立候補したときには、小坂城跡を史跡として残してくれという要求を当時の町に出していました。そういった関係から、私は賛成をいたしました。そして、あそこの県道は国道408になりましたけれども、当時は県道松山牛久線だったですかね。その工事は迂回路をつくって、小坂城跡を残せという要求もその当時は出しておりました。昔の話になりますけれども、昭和54年のことですよ。そんな関係から、私は小坂城跡を賛成したわけですが、その後いろいろな問題があって、私どもはその賛成に対して撤回をいたしました。

それで、これまで何ら問題ない。確かに問題ないと思う。ならば、ぜひ市長は議会に対して百条委員会でも何でも開いてくれと言うべきじゃないですか。百条委員会とは、罪を暴くとかいうものではないです。事実を明らかにするものなんです。事実を明らかにされていないから、疑惑だと言われるんです。ですから、市長みずから白だと、何もなかったと言うならば、市長みずからがどんどん百条委員会やってくれと言ってください。例えば私どもが今ここで出せば、百条委員会通るんじゃないですか。どんどんやってくれと言うのが当たり前でしょう。室長もどうですか。百条委員会どんどんやってください。市のほうで何ら悪いことはしていません。だったら、百条委員会を開く。その点についてお尋ねをいたします。

それと、支払いをしたのが平成21年11月19日ですか。その当時の同僚議員が情報公開の請求をしました。それに対して黒塗りで来たので、再度不服申請を出した。情報公開の審議会のほうで公開すべきだということが出たわけです。しかし、市長はこれを拒否したわけです。何にもなければ、なぜ拒否するんですか。こういうことをするから疑惑が生まれちゃうんですよ、わかりますか。この点について、市長が何でそういう判断をしたのか、お尋ねします。

それと、室長、こういう状況も全部知っているはずですよ。公開してくれというものをしなかったということで、なぜ透明性が生まれるのか、その点についてお尋ねします。

それと、この理由書の中にある5,600万円ですね。今の答弁を聞いていますとよくわからないのですが、それでは、国に対して全部今先ほど言ったものは申請を出しているんですか。

申請を出していないものがパーになるという言い方はないでしょう。約5,600万円の国庫補助金がだめになるというならば、その5,600万円のを全部を明らかにして、申請を出しているのか。申請を出しているなら申請書を議会に提出してください。できるかどうか。

それと、先ほどの答弁ですと、その国庫補助金に対して確定はしていないという。確定していないものを、何でパーと言えるんですか。室長、おかしいと思わないですか。申請も出していない、確定もしていない、だからパーになりますとは、どういう意味ですか。だから、私は、この理由書は理由になっていないと言っているんです。この点についてお尋ねをいたします。

それと、室長の中で、今回のものが、5,600万円がパーになれば迷惑がかかると言っていますね。では、そのほかこの計画書に載っていないところで相当量、牛久市内で道路の問題、排水の問題、要望が出ていますよね。そういった方に対しては、どう答えるんですか。私は、先ほど言われた室長の話の中で、迷惑がかかるって先ほど言ったのはどのくらいでしょう、10点ぐらいあったかな。それ以外のところだってまだ幾らでもあるでしょう。そちらのほうには迷惑がかからない。そのように判断せざるを得ないので、その点について。

それと、チラシについて。中身についてはいろいろ出たので、私は9月議会の一般質問でも謀略ビラだと言いました。私たちがビラというふうに受け取っているのは、基本的には公職選挙法に基づくものが私たちは公のビラだというふうに認識をしております。それはどういうことかということ、1つは発行元がはっきりしているということ。このチラシには発行元が書いていないんです。次に、発行年月日です。年月日も書いていない。それと号数も書いていない。こういうものを何ていうんですか、違法ビラというんです、公職選挙法では。市のほうがみずから行ってその謀略ビラをまいているというふうにしかな受け取れない。それと、これは市長の決裁を通ったのかということ。これは市長にお尋ねします。

それと、土地を購入して議会に明らかにしている。私は信じられないと、本当に。市長が言うならば、よくわからないとかって時たま言うから。担当課で、私はよくこういうことが言えると思う。地方自治体の行財政運営というのは、基本は単年度会計ですよね。単年度会計というのは、当初予算というのをつくるわけですよね。当初予算に入っていないものを後で買ったからって事後報告というのは、これは全く違うでしょう。私どもも今度の議会で、他市町村に比べて補正予算が多い、このようなことも指摘をしましたが、まず土地を買う、それならば計画を明らかにして、そして議会に説明をする。予算についてもそれなりのものを必要とするべきでしょう。先ほどのお話の中で聞いていると、土地購入は全て、特に土地開発基金ですね、事後報告です。こういうものが単年度会計に値するんですか。担当課として、本当にこういうものが単年度会計、行政運営の基本と言えるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

それと、先ほどの5,600万円がパーになるという中で、柏田川の改修というのがあります。

したね。こんな細かいことまでは言っていないかどうかあれなんです。柏田川というのは1級河川だったと思うんですけれども、1級河川だとしたら、それなりの改修をするには、当然、国・県の検討が必要じゃないですか。そういったものを土地開発基金でやるというのは、私はちょっと納得できないんです。こういったものも、1級河川といっても都市下水道になっていると思うのですが、そういったもの自体が国が管理するものだというふうには思わないのですが、そういった中で土地開発基金に値するのかどうかというのが私は非常に疑問なので、その点について御答弁をお願いいたします。

それと、今回の理由書の中で土地開発基金がどうしても復活が必要と言うならば、では、なぜこれまで塩漬けになっている土地を明確にして、市民の間に公表して、なぜ、その30年も40年も塩漬けになっているのか、理由を明確にしなければ、土地開発基金を再度復活させるなんていうのは理由にはならないでしょう。私も知っています、それは、確かにいろいろあったのは。市長と同じ議員をやっていたところに、大変な問題で議会で議論しました。土地開発公社が奈良建設や県と一緒にあって、あのころは完全に不動産屋だったですね、牛久市の担当課がね。そういうめちゃくちゃさ。そういうことを引き受けること自体がおかしかった。そんな議論も議会ではしました。そういうことだってちゃんと説明しなければ、一般市民がなぜこの土地開発基金が必要なのかというのがわからないでしょう。それと、そういう塩漬けになっている土地をどうするのかということも明確にしなければ、土地開発基金の必要性というのが全くないわけです。この点についてどう思うのか、お尋ねします。

それと、この土地開発基金で持っている土地についてはほとんどが普通財産だと思うのですが、行政財産になっているものがあるのかどうか。そして、その行政財産になっているものがどのくらいの塩漬けになっているのかと、わかれば答弁を願いたいと思います。

それと、もしこの土地開発基金が廃止されたとしたら、先ほど室長が答えた事業について100%できなくなるのかと、この点についてお尋ねいたします。

済みません。それと、もう一点です。再議を申し立てたのはどこの課かちょっとよくわからないのですが、全国の都道府県議会議長会では、この再議について、首長の再議制度を存続させるか、市長優位の制度であるので見直しが必要ではないかというのが、これは都道府県の県議会議長会の意見です。市議会議長会には特段の言及をしていないので、全国町村会議長会のほうですね、議会の議決の重要性に鑑み、一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、町と議会両者の対立点を明確にするために、再議権の行使に当たっては公聴会を開催するなど、客観的基準を採用する制度に改めるべきであるということで、県議会の議長会、また町村会の議長会のほうも、この再議について疑問を呈しているわけです。こういったことを知っていて今回の再議を提出し臨時会を招集したのかどうか、この点についてお

尋ねします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員の御質問にお答えしますが、この土地開発基金のいわゆる今取得している保有不動産ですね、これは議員の皆さん全員の協議会といいますか、ちゃんと土地開発基金等についての説明会が、私の記憶では議員対象にあったというふうに聞いております。そして、その際には、土地開発基金の保有している資産の全ての明細、それについて全て答弁をしたと。ですから、少なくとも今の牛久の市議会議員の皆様は、全ての土地開発基金の保有不動産についての資料を持ち、かつ、その土地が何のために取得してあるのか、それについて質疑応答があったというふうに全部聞いております。そういう意味で、一般市民の皆さんはどうか分かりませんが、少なくともその代表者である牛久の市議会議員の皆様は、全てそのいわゆる土地開発基金で今所有している不動産についての明細、それと同時に、その使用目的というものを問いただしたはずでございます。そして、各担当者のほうにおいては、その全てについてお答えしているはずでございます。ですから、その牛久市の持っている土地開発基金の用地がどういう経緯でもって取得されたのか、そして、今後事業上必要として先行取得したものと。そして、先ほど利根川議員が申し上げましたように、ちょうど私が議員になりたてのころに牛久市の開発公社というのは、この土地開発基金で全ての持っていた土地を購入したわけでございまして、私の記憶ではございますけれども、その当時の金額で4億8,000万円ぐらいの赤字はしまったというような記憶がございます。そういう取得した用地等についても全て明細を提示して、そして検討を時間をかけていただいているわけでございますので、利根川議員が不透明だとか、今の持っている土地開発基金の土地の目的がわからないとかということはありませんかというふうに、私は認識しているわけでありまして。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） それでは、私のほうから、まず1点目、住民自治はということでございますけれども、住民自治、行政執行上、住民の意志とその責任に基づいて行政を執行していくということで、現在の制度の中では、そういったいろいろな議会での設置されている、あるいは市長が選任されている、これは公選制によってそれぞれ設置されたり選任されているという制度、あるいは住民の直接請求権とかと、そういった制度がもろもろ定まっております、その中でこの住民自治が実現されていくというような仕組みになっていると考えております。

それと、もう一点、情報公開請求のことでございますけれども、情報公開請求、これは、それを公開するかどうかということでございますけれども、牛久市は情報公開条例というのがご

ざいます。その情報公開条例を、ほかの事案について法律を適用するのと同じように、この件につきましても情報公開条例あるいは個人情報保護条例を適用して、公開か非公開かを執行部として判断しております。

当時の私の認識といたしましては、新たな制度をつくっていく、要するにそういう申し入れ的なものがその答申の中に入っていたというふうには認識しておりますけれども、条例そのものを適用したときには、他の事案と同じく、個人情報等があった場合にはそれは非公開というような判断になったと理解しております。以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） それでは、私のほうから、幾つかの質問にお答えします。

まず、今回の再議の理由ですね。これを再議理由書の中に具体的に書くべきではないかということでしたが、今回は、この土地開発基金が廃止されてしまうことによる大きさ、これを総額で理由として上げさせていただきました。中身につきましては、先ほど御質問にあった市道の整備あるいは23号線の整備、それと、この後の質問にもございましたが柏田川というふうな、もし私が柏田川という形でお答えしたのであればちょっと訂正をしていただきたいのですが、柏田水路でございます。柏田水路というのは、ちょうど連根屋さんがございますね。連根屋さんの後ろから、ちょうど牛久一中の後ろを通って柏田川に流れていく水路でございますが、あそこが慢性的に雨水の冠水地域であるというところで、雨水対策としての事業を行うための用地の取得でございます。もし私が先ほどの答弁の中で柏田川ということでお答えをしたとしたら、訂正をさせていただきます。柏田水路でございます。

それと、市民にとって重大な損失があるという表現でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、この土地開発基金、要するに国の補助をうまく活用させていただきながら、少しでも市の財政負担を減らしていくという中では、この土地開発基金、今の認められている制度の中では非常に有益な制度であるということでございます。これがなくなってしまうこと、これは逆に言えば、そこで国からいただいていた補助金が入ってこないということでございますから、大きな市民の損失にかかわってくるということでございます。

また、そのほか市民に迷惑がかかるというのが、どんな迷惑なのかということでございます。これにつきましては、ただいま申し上げました財政的な負担というのが、国庫補助を利用できるものができなくなってしまうたり、スピーディーな事業進捗のための先行取得というのができなくなってしまうというようなことが、この基金が廃止されることによって影響として及んでくるということでございます。

それと、チラシについての決裁についてでございますが、これは当然私のほうで作成をさせていただいて市長の決裁をいただいているものでございます。

それと、当初予算にない、計画が入っていないものを、単年度会計という自治体の会計の中で購入するのはいかがかというものでございますが、先ほど申しております国の補助金をうまく活用する、これは何ら違法でも何でもなくて、どれだけ国の補助金を市に引っ張ってくるかということにもつながってきます。そういった場面場面の各事業を捉えながら、今後事業を進めていく上で必要である土地について、土地開発基金によって取得をさせていただくものであって、会計年度を超えたものだから問題だということにはならないと考えております。

それと、30年も40年も塩漬けになっている土地について明確にすべきであろうということでございますが、こちらにつきましては、これまでも議員の皆様方にお知らせをしているところでございます。基金で買った塩漬けの土地については、議員がおっしゃられたように開発公社から引き受けた土地、それと、これについては今後の企業誘致等で使うことができれば活用していきたいということも考えてございますが、そういったものの中にあるということで、前々から議員の皆様方にはお知らせしているところでございます。

それと、基金がなくなったら100%事業ができなくなるのかということでございますが、これは、100%事業そのものができなくなるものではございません。ただ、先ほど来申しておりますとおり、その財源に国の補助金が充てられるものが、国からの補助金が来なくなってしまうというようなことが懸念されるということございまして、一般会計で取得して市のものにしてしまえば、それは補助金がもう来なくなってしまうわけでございますから、その辺のところを度外視するのであれば、事業ができなくなるということではございません。

あと、もう一つ、土地開発基金で取得している土地が行政財産ということがもう既にあるのかということでございますが、これは、行政財産は現段階でございません。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 2つばかりお話ししたいと思います。

1つは、いわゆる国、都道府県、市町村、単年度会計主義ということからすると、今のそういう用地取得を土地開発基金で行うのはいかがなものかという御質問でございますけれども、いわゆる原則論、国の財政運営の基本原則というのは単年度主義というのが形式上でございます。今現在、国においても、都道府県においても、市町村においても、建前上の形式主義としての単年度主義というのはございますけれども、最近でいえばアベノミクスの大型補正に象徴されますように、年度末において補助事業を認定して翌年度実施するというような形が多用されておりまして、今の形式主義としての財政単年度主義というのは、今現在、非常に難しい運営にあるというふうにまず理解しております。

それから、あともう一つ、牛久市の土地開発基金ということについて、用地の取得というの

を、単純に民間の売買と同じように補助金の適用前に買い取るというような認識がございますでしょうが、それは事実と違います。土地開発基金として公共用地の先行取得として取得する場合においては、全て今はいわゆる税務署協議というものをして、売買された地権者さんがちゃんと公共用地に対する譲渡所得、それに対する控除、そういうものについて税務署協議というものがございます。この税務署協議をして税務署の認定を受けなければ、いわゆる土地開発基金での公共用地の先行取得というのはできません。

ですから、幾ら基金で取得するものであれ、通常の公共用地の取得と同じように税務署協議を経て、そして公共用地としての譲渡所得に対する税控除、そのようなものの適用をちゃんと確認した上で、税務署協議が終わった上で初めて取得するという手続をしてございますので、安易にいわゆる先行取得ができるものではないんだということも、この実務上から見ても、皆さんが計画も何もなしに用地が買えるのかというよく御質問やら指摘されますけれども、ちゃんとそうした計画に基づいた税務署協議というものを経なければ、公共用地としての先行取得はできません。そのことについても、議員の皆様にはよろしく御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（山越 守君） では、利根川議員、内容を、済みません、お願いします。（「議長、何と何を答弁していないか、ちょっと再質問をお願いします」の声あり）

○17番（利根川英雄君） よく聞いてくれと言ったら、聞いてないでしょう。私のほうは、今回、再議の必要性ない、臨時会を開く必要ないということを前提に質問しているわけだから。もう一度質問するっていうわけですか、1回目のやつを。

○議長（山越 守君） いいえ。答弁のない部分についてのみ、再確認のために説明をお願いをいたします。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） まず1つが、理由が明確でないということね。地方自治法176条の1項に基づく理由、これは5,600万円という形で理由が書いてあるわけだから、それを載せるのが当然ではないかということを知りましたが、その答弁がなかった。

それと、地方自治法の昭和22年のときの改正の中で、公益を害するものということは除かれたわけです。特に載っていたのは177条のほうだ。今載っているのは177条のほうですかね。それは、一番最後に書いてある「牛久市民にとっても」、お金のことが書いてきてあって、「重大な損失であり、市政を混乱させる」ということですね。これは公益を害するというふうになるんじゃないかということ。そういう判断でやったのかということですよ。

それと、小坂城跡の問題について、情報公開を出して、一度は非公開となりましたよね。その後、不服申請を出して審議会で検討した結果、公開に値するというものを出したんですね。

それに基づいて市長が拒否したわけですね。なぜ拒否したのかということ。

それと、今回の5,600万円の話、申請を出しているのかということ。それと、申請を出していなければ当然確定もしていないわけで、申請を出しているものがあって確定していないものがどのくらいあるのか。それで、もし申請もしていない確定もしていない。それでチラシと理由書に5,600万円がパーになるという話は、これは理由にはならないでしょうということ。これについてどう考えるのかということを知っています。

それと、単年度会計というのは、当然補正予算があるのは私どももわかっています。しかし、土地を買ってから計画が出てくるようなものは単年度会計に値しないだろうということです。今の室長の話だと、それも単年度会計に値するよう言い方をしたのですが、それは、自治法並びに地財法からいって解釈の仕方が違うんじゃないかという点です。

それと、塩漬けの土地。確かに百何項目か出されています。もらっています。しかし、地番だけで公図がなければ、どこかわからないわけですね。その1筆ずつとるということになると、1筆800円ぐらいですか、百何通とったら大変なお金です。当然市のほうではその公図もあるだろうし、公図を含めて出すのが当然でしょう。それを市民に知らせると言っているんです。どのくらいあるのか。そして、なぜそういう塩漬けになったのか。そして、今後その土地はどうするのかということを知りたいと言ったのですが、これがなかったです。

それと、地方自治の本旨という中で、住民自治というものがどうも総務部長として捉え方がちょっとはつきりしないですね。そういう認識なのかというふうに私のほうで解釈しても構わないですが、もう一度ちゃんと住民自治という問題について、担当部、総務としてどう考えているのか。先ほどの答弁では、住民自治というふうにはなっていないですね、そういうふうには聞こえなかったです。その点についてもう一度。

それと、もう一つ、チラシ。これについて、私たちはチラシというものを、こういう公のチラシは公職選挙法に基づいてやっている、そういったことを市のほうとしては否定するのかな、その点について。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 何点が御答弁します。

資料等について、土地開発基金で取得している用地の明細等については、利根川議員ね、必要であれば幾らでも全部出しているわけですから、いわゆるリストだけでなくその場所、どこだこうだということであれば、全部その明細というのは市として持っているわけございまして、それはいつでも台帳があるのでお渡しするわけですから、必要ならば言ってください。別に隠し立てするわけでも何でもありません。これは市民の財産ですから、全部オープンにい

たしますので、それだけは御理解いただきたいと思います。

それから、住民自治という問題でございますが、最終的には、いろいろな案件等があった場合、住民投票を含めそれぞれの各種、市長選挙も含め、選挙ということで最終的に決着するのが住民自治だろうと思っております。

ただ、その間には真摯な議論がなくちゃならないだろうと思っております。そして、大勢のそういう情報というものを有権者が共有してこそ、初めて正しい、いわゆる納得できる判断もできるだろうと思っております。そういう意味で、この議会を通してさまざまな議題について議論をし、その議論を住民の方と共有することによって、初めて民主政治というのは成り立つものだろうと思っております。そういう意味で、逆にこのビラの件は、牛久市役所は政治活動ではありません。ですから、公職選挙法とは関係ありません。その辺だけは勘違いしないで質問していただきたいと思います。

あともう一つ、情報公開そのものについては、ちゃんと牛久市の個人情報保護条例というものに基づいて決断しているわけでありまして、何ら個人的な恣意でもって決めているわけではございませんので、情報公開条例についてやっております。これは議員の皆様の同意をいただいて、議会の議決の上認定をいただいたその条例の運用をしている。その中でやっているわけでありますので、何ら問題はないものというふうに理解しております。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私のほうから、数点お答えさせていただきます。

土地開発基金で取得する土地につきましては、審議するいとまがないというふうなものを基金で購入をしてみたりしているところもございます。また、単年度会計という原則についてでございますが、同一事業でありまして、例えば大規模な事業であれば用地の取得、これに2年から3年、工事においても1年、2年というものも当然ございます。この単年度会計ということと基金での購入というものは結びつかないと考えてございます。基金につきましては、会計原則というものが当てはまってこないということでございます。

それと、補助申請についてでございます。補助のものにつきましては、例えばまち交という形で5年で全体の事業計画、これを採択するというような仕組みになってございます。要するに、そのエリアエリアで、緑と水のまちづくりというエリアがあったり、そういう5年のスパンの中で、県のほうにその全体事業計画を出ささせていただいているということでございます。これによりまして、国の事業進捗、国の財政上の問題もございまして実施時期がずれてくるということで、補助の確定した申請がいつかというものは、この5年の中で動いてしまうということがございます。以上です。

○17番（利根川英雄君） それとあと申請して確定しているのもあるのかどうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 先ほども申しましたとおり、5年間の中で全体の計画を申請してございます。その中で当該、例えば26年度にその事業計画に基づいて国の予算づけがされたもの、これが市のほうに事業、要するに確定という形でおりてくるという仕組みになってございます。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員に申し上げますけれども、この5,900万円、補助金が来なくなるという案件についても、5,600万円ですかについても、これは税務署との公共用地取得の税控除の協議を経た上で取得している不動産だということも御理解していただいた上で、の質問かどうか。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（山越 守君） はい、どうぞ。

○17番（利根川英雄君） 私は、公選法に基づいてチラシを出せとは一言も言っていない。私たちは公のチラシを出すには公選法に基づいたものを基本だと考えているが、市のほうはどう考えるんだと聞いている。

それと、担当課の住民自治の問題ね、もう一度聞きたいです。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 住民自治の件でございますけれども、地方の行政を行う上で、住民の意思と責任において行政を執行していくという原則、これが住民自治の原則でございます。それを具現化したものということで、先ほど市長が申しましたとおり、この市議会があり、市長が選出され、直接的には、住民の直接請求あるいは住民投票、住民訴訟、そういったいろいろな制度が具体化されて、その住民自治の原則を実現していこうというような仕組みになっているというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） チラシの件については、どなたですか、お答えは。副市長野口 憲君。

○副市長（野口 憲君） 利根川議員の質問の中でチラシの件でございますが、公職選挙法に基づいて出しているのかということですが、公職選挙法に「そんなことは聞いていない。私たちは公職選挙法に基づいたものを公のチラシというふうに考えるけれども、市はどう考えるんだと言っている」の声あり）

市は、もう市民に知らせるためのチラシとして捉えております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 何とも、全然、憲法、地方自治法というものの自体を、執行部自体が認識をしていないというふうに私は言わざるを得ないです。

1つは、地方自治、住民自治というものは何かと云ったら、やっぱり住民が主人公なんです。住民の方々の税金によって市の運営というのは賄われているんです。そういう中で、部長の答弁したことも市長の答弁したことも、みんな執行部側の答弁です。牛久市において、市長が主人公ではないんですから、住民が主人公なんですから。だから、そういった点が、全然担当課として私は認識は受け取れないです。これは幾らやっても、市のほうの考え方は変わらないというふうに思いますので、それだけは指摘をしておきたいと思います。

それと、ちょっと前後しますが。まだ答弁不足があったね。理由が明確でないという。公益を害するという問題ね、これについては答弁をもらってないです。

それと、チラシについて、実際にあのチラシを副市長は見ましたか。発行元が出ていましたか。発行元が書いてありますか。それは問い合わせ先じゃないですか。問い合わせ先が発行先になるの。そんないいかげんな話ないでしょう。誰が責任をとるんですか。では、広報というのは、誰が責任をもって配布しているんですか。これは市長でしょう。だから、牛久市。それで、市民活動課ですか、それが市長に委嘱されてやっているわけでしょう。これは広報じゃないでしょう、それは。発行責任者も書いていない。日にちも書いていない。号数も書いていない。こういうのを、怪文書、謀略ピラというんですよ、わかりますか。それだけの認識しかないから、よく住民自治なんていうことを白々しく言えるよね。とてもじゃないけれども信じられないです。本当に、副市長の言ったとおりにあれは広報だと。では、なぜ、発行者が牛久市って書かないのか。年月日を書かないのか。号数を書かないのか。答弁をお願いします。

続きまして、その公益を害する問題の明確化という問題ですね。先ほどの5、600万円の話ですが、全くこれは具体的になっていないですよ。公益を害するということは、実際には、地方自治法の昭和22年の改正によって公益に害するというのが除かれたわけです。今回の理由書には、公益を害するような云々と書いてあるわけです。これ自体、理由には値しないです、これね。そういうことをちゃんと検討されてやったのかどうかということを知っていますので、その点についてお尋ねをいたします。

それと、土地開発基金、先ほども同僚議員の中で言われた、疑惑の温床だって大学教授が言われました。私たちも、買った後から、そして計画が後からついてくるようなものは、疑惑の温床とは言わないけれども、そういうふうに疑われてもしょうがない点が多々あるわけです。特にそれが問題になっているのが、行政側のほうでは全く問題なかったと言われる小坂城跡です。私は、実は7月に判決をもらいましたけれども、7月まで裁判をやっていました、情報公開してほしいと。それで多くの市民の方々がそれに賛同して応援してくれています。それほど市の人たちは、小坂城跡に対して真実を知りたい。その真実を知らせないならば土地開発基金は廃止すべきだと、これはもう当然の成り行きなんです。それで、先ほども言っているように、

百条委員会を開くように執行部のほうから提案したらと言っているんですが、それに答弁をもらっていないので、その点についてお尋ねをいたします。もし、百条委員会をやろうということならば、きょうじゅうにでも出しますから。

それと、先ほどから、その土地開発基金で購入した土地については全部知らせていると、それはわかっています。では、その公図を出して知らせているのかと言ったら、公図は出さないですね。この土地は大体どこら辺であだって口頭で説明しただけです。それは私たちには、多分に私なんかはその当時だからわかります、大体、知らないところも多分にありますけれどもね。ただ、住民は知らないんです。だから、公図というものをちゃんと示して、そして、どういう経緯でその土地を購入して塩漬けになっているのか。そして、それを今後どうするかということをはっきり示さなければ、土地開発基金の意味がないでしょう。では、これから未来永劫、半分近い土地が塩漬けになって残っていくわけでしょう。そういう残しながら土地開発基金が何で必要なのかと明確な回答を出さなければ、住民は納得しないです。その点について再度お尋ねします。

○議長（山越 守君） 副市長野口 憲君。

○副市長（野口 憲君） 今回の広報につきまして、利根川議員さんから広報責任者等を入れるということですので、次回からはしっかり入れさせていただきます。（「次回じゃないでしょう、私は9月議会で同じことをやっているでしょう。何を今さらそんなことを言っているんだか。9月議会の一般質問でもちゃんとやっているでしょう。そんなとぼけた答弁をしているんじゃないよ。副市長たる者、何ですか、その答弁は」の声あり）

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 公益を害する事項が従前の自治法にはあつたけれども、今度それが抜けたということで、今回の理由は公益を害することなので理由にならないということかと理解したんですけれども、そういった中で御答弁申し上げますけれども、その公益を害することが抜かれたということは、その制限がなくなったということが一般的な理解でございまして、その議会と市長とのこういった議論が伯仲する中で、最終的に行政というのが最終決断をして事業を執行していかなければならないという調整上、市長のその権限を強めたという理解についてはなろうかと思えます。以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 塩漬けの土地に対する周知、お知らせでございますが、これは、これまでも議員の皆様には土地の情報は提供させていただいております。それについて、さらにもう少し具体的なものということであれば、もう少し工夫をして、位置等がわかるものについて周知できるような対策をちょっと検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、再議に付する理由に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ただいま御異議ありのお声がありました。

それでは、常任委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩



午後3時50分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議についての1件を議題といたします。

本件に関しては、常任委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、委員長から、審査経過並びに結果についての報告を求めます。小松崎総務常任委員長。

〔小松崎 伸総務常任委員長登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

本日、本委員会に付託されました案件審査の結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、本日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

内容といたしましては、議会日曜招集の理由、文書の中の「重大なる損失」、議会への説明・通知、塩漬けの土地について、事業計画について、事業計画の中の補助対象について、チラシの中の5,600万円に対する総事業費について、5,600万円の根拠・明細等について等の議論がなされました。

付託されました案件について審査の結果、議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（山越 守君） 以上で、委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 議員提案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についての賛成討論。

本日、予想どおり、本条例を再議に付するための臨時議会が開催された。しかるに、市民、市税の使途の透明性の確保や市政執行の可視化が叫ばれる今日、本市が土地開発基金を用いて議会の承認を受けずに不動産を購入することに、なぜ執拗にこだわるのか、全く理解に苦しむのである。

一方、さきの議会の最終日に行われた本条例への反対討論の中で、同僚議員が、本市を除く県内のほとんど全ての市町村には土地開発基金条例がある以上、廃止すべきではないと主張していたが、問題は、条例の存在ではなく、条例の使用頻度等である。すなわち、昨年の調査時点で、平成15年度から同24年度の間、本市が土地開発基金を用いて購入した土地の筆数は211であり、そのうちの131筆が事業化されたのに対して、残りの80筆が事業化されていない状態であると認識しているが、県内の市町村の中では、本市のように土地開発基金を用いて頻繁に不動産を購入している自治体は他に見当たらないこと。また、茨城県自体が、必要ではないとの理由で、平成22年3月に県の土地開発基金条例を廃止したことなどを踏まえると、土地開発基金条例が本市の効果的なまちづくりに有益であるとの再議書の主張は説得力に欠けると同時に、時代背景に鑑みて、行政主体が不動産に重点を置く政策を推進することは、もはや時代錯誤と言わざるを得ない。

ところで、本条例の再議については、緊急性がないことに加えて、再議書の理由にも大義名分はないと考えるが、たとえ合法的ではあるとはいうものの、本条例を再議に付すること自体が、さきの議決を軽視するものであり、その意味で、今回の議決結果によっては議会の存在感

が問われると言っても過言ではない。

したがって、牛久市議会は、執行部の提案に唯々諾々と従う機関ではないことを内外に示すためにも、本条例をさきの議決のとおり可決すべきものと判断する。以上であります。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議員提出議案第3号に対する賛成討論を行います。

執行部とは独立対等の関係にある議会には、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあるところですが、市の最高責任者であり最高権力者でもある市長の運営する市政を監視しチェックするのが、言うまでもなく議会の役割であります。土地開発基金を使つての小坂城址等の用地買収は、市政最大の疑惑となり、いまだ解明されていないのが現状であります。市民からは、議会は何をやっているのか、チェック機能が果たされていないと、厳しい批判の声が寄せられました。まさに土地開発基金条例がもとになっていることであり、市長は、「土地開発基金は、議会にかけずに土地が買えるのでこんな便利なことはない」と、盛んにおっしゃっていました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で、2,000万円以上、そしてまた5,000平米以上は議決案件ですが、土地開発基金条例は、2,000万円以下の不動産または動産、5,000平米以下の土地については議会にかけずに購入できるもの、これが大変問題です。事後報告で土地開発基金で購入した土地と地積等が報告されるようになりましたが、購入の過程でどうなっているのか、市民の目にはなかなかわかりません。事後報告をもって透明性が図られているとはとんでもありません。何が透明性なのか、何が癒着の温床なのか、わかっているとぼけているとしか思えません。

また、9月議会の反対討論で土地開発基金が県内で云々、このようにおっしゃっていた議員がおりましたが、茨城県土地開発基金条例、これが平成22年3月31日をもって廃止をし、その理由は、基金活用による土地の取得が減少する等、設置の必要性が希薄となったことから、茨城県土地開発基金を廃止するとしております。また、全国各地で廃止されている事例は多々あります。その理由は、現在の行政運営において、先行用地取得の必要性が薄れており、土地開発基金については所期の役割を終えたものとして同基金を廃止をする。また、近年地価の下落傾向が続いており、土地を先行取得する効果が薄れていることから廃止をする。このようなことで、時代に合わず、条例そのものが必要がないということでもあります。近隣の基金廃止に伴う質疑では、現在、道路の拡幅等で土地購入を行っていますが、土地の不動産鑑定等を行っ

て価格を決めて、その都度購入するということができますし、先行して買わなくても、現在は土地の確保は円滑にできておりますので、そういう目的はないということで、制度につきましても、もし必要があれば、財政調整基金のほうを繰り入れいたしまして土地の購入を行っていくということで、制度としては必要ない、そのように考えております。これは茨城県内の自治体です。全国の、また県内のこのような状況と牛久市の状況は全く違うということになります。土地代が牛久だけ上がっているのでしょうか。そうまでして多くの土地を焦って買わなければならない理由がわかりません。

土地開発基金条例は廃止するべきであると判断をし、市民に透明性の確保は最大限努力すべき問題と、再議に対しては抗議の意思を強く持って、賛成討論といたします。委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 議員提案第3号に対する賛成討論を行います。

昭和46年に制定された土地開発基金条例は、時代の変容とともにその役割を終える時期に来ていると言えます。かつて、地方自治体が大規模に土地を収用し開発を進めるといった手法によるまちづくりをしていた時代には、土地開発公社や土地開発基金条例は一定の役割を果たしていたことは理解しております。

しかし、今やそうしたまちづくりは破綻を来し、多くの自治体で利活用されない土地の存在が財政を逼迫させる事態をも引き起こしています。これからのまちづくりには、厳しい財政状況を認識し適切な事業執行がますます求められてきます。それまでは土地神話もあり、土地は単に所有するだけでも資産価値があり、その価値は毀損しないものと思われていましたが、現在では、一部都心などを除き土地価格は下落の一途をたどり、土地を先買いするメリットはもう終わったのであります。ちなみに平成25年度決算では、先買いした土地の下落により5,000万円の損失を出しております。

土地開発基金での購入は、議会の承認を受けずに土地の取得ができる制度です。土地取得後に事業化し、一般会計への繰り戻しが行われ、初めて私たちの知るところになります。最近では、議員の申し入れにより、定期的に基金で購入した土地が報告されるようになりました。しかし、総合計画にもない土地建物が既にも買われていては、議会としてはその活用を認めざるを得ないと言えます。認めなければ、塩漬けの土地がふえるばかりだからであります。執行部の再議の理由には、円滑な公共事業の推進が挙げられていますが、全国各地の自治体で土地開発

公社の解散や土地開発基金の廃止が行われていることから見てもわかるように、支障はないと言えます。二元代表制としての権限を持つ議会がチェック機能を果たせないまま制度を存続させておくことのほうが、弊害が生じはしないでしょうか。土地価格が上昇しているときには、そうした問題点があるとしても一定の役割を果たしていたと言えますが、その効果もない時代には、必要ないということでもあります。

また、議会の判断を重要と認識すれば、再議に付すということは大きな問題でもあります。

議員各位におかれては、いま一度熟慮の上、賛成するようにお願いをいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 議員提出議案第3号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例に対する賛成討論を行います。

牛久市土地開発基金は、1971年に設置されたものです。1969年に、当時の自治省財政局長通知「土地開発基金等の設置について」が発せられ、各地の自治体で続々と同基金が設置されました。当時、公共事業が全盛で土地バブルの時代に、土地の値上がりを見込んであらかじめ先行取得して事業の円滑な執行を図るために、一定の役割を果たしたと思います。

しかし、1990年ごろをピークに土地バブルがはじけ、土地は値上がりするのではなく、値下がりする時代となり、公共事業もピーク時の半分ほどに減少したと言われています。そのため、先行取得するメリットはなくなり、むしろ弊害が多くなりました。そのため、各地の自治体で同基金の廃止が進みました。広島県の資料によれば、2008年段階で47都道府県のうち同基金が設置されているのが39、廃止したのが7、未設置が1ということでした。その後、約5年間のうちに5県が新たに廃止をしております。2000年以降、12都道府県が廃止したことになります。

ちなみに、総務省は2013年に、土地の先行取得のためにこの土地開発基金と一体的に推奨してきた土地開発公社が大量の塩漬けの土地を抱えるなど、地方自治体の財政に負担をかけてきていることから、「土地開発公社経営健全化対策に係る提出書類等について」なる通知を発し、その推進から抑制に転換をいたしました。

東京都は2000年に、都内の地価が平成3年度以降下落が続いているといったような土地を取り巻く社会経済状況が大きく変化をしております、今日の都財政のもと土地需要も減少しているといったこともあって、土地開発基金はその役割を基本的には終えたという判断から、廃止しました。群馬県は2009年に、議会の承認を受けずに用地を取得できる制度であるた

め長期に有効利用されない用地取得が行われるなど弊害が生まれたとして、茨城県は2010年に、必要性が希薄になったとして同基金を廃止しました。群馬県の「議会の承認を受けずに用地を取得できる制度である」との指摘は、土地開発基金制度の本質的な問題についています。まさに議会の承認を受けずに用地を取得するという不透明性にこそ、この制度の問題があります。議会に報告しているから不透明ではないなどという言いわけは、全く問題外であります。購入した後に報告するのではなく、購入する前に議会に諮らなければ意味がありません。それは、予算審議と採決をしなくても、決算報告だけ受けていればいいというようなものと同じような意味合いのものです。もしそのようなことで満足するような議員がいたとすれば、議会の、そして議員の役割を全くわきまえていないと指弾されても仕方ないのではないのでしょうか。

今回、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、市長が再議にかけ理由も驚くべきものであります。市長は再議書で、「土地開発基金の廃止は、現在、基金により管理している土地を買い戻す際に交付される見込みである約5,600万円の国庫補助金を放棄し、市税等の一般財源を過大に投入せざるを得ない状況となるばかりか、今後の投資的事業の推進に多大な影響を及ぼすものである」と述べています。約5,600万円の国庫補助金を充て込んだ事業の総額が何億円になるのか明らかにもせず、そのような巨額な事業が幾つの事業なのか、何の目的でどのように進めていくのか、市議会に事前に諮ることもなく勝手に進められることに問題があるのです。そのようなやり方で今後投資的事業なるものが推進されることは、断じて許されるものではありません。牛久市土地開発基金条例は基金額を1,500万円としていますが、市長の判断で追加積み立てが可能とされ、現在12億4,000万円もの資産になっています。条例で決めた基金額の約80倍超の規模に膨張しているのです。財政を不透明にし、さらに事業化していない土地が144筆、16万8,000平米あり、決算特別委員会などでも土地の評価損が5,000万円出る。このような無駄の温床となっている土地開発基金を、これ以上存続させてはなりません。

牛久市土地開発基金条例を廃止する条例を可決するために、議員各位の御賛同をお願いして、廃止条例への賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） なければ、以上をもって討論を終結いたします。

ここで、自席で暫時休憩いたします。

午後４時１４分休憩



午後４時１５分開議

○議長（山越 守君） それでは、再開いたします。

これより、議員提出議案第３号の再議の１件を採決いたします。

この際申し上げます。本件については、さきの議決のとおり決することについては、地方自治法第１７６条第３項の規定により、出席議員の３分の２以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員数は２０名であり、その３分の２は１４名であります。

お諮りいたします。

議員提出議案第３号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議について、本件を平成２６年第３回定例会の議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） ただいまの賛成者は１１名であり、所定数に達しません。よって、議員提出議案第３号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議については、さきの議決のとおり決することは否決されました。

議員提出議案第３号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の再議の件については、さきの議決のとおり決することは否決されましたので、議員提出議案第３号牛久市土地開発基金条例を廃止する条例は廃案となりました。

以上で、今臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成２６年第３回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後４時１７分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 村 松 昇 平

署名議員 市 川 圭 一